

30文庁第648号

平成30年諮問第98号

文 化 審 議 会

著作権法（昭和45年法律第48号）第104条の15第1項の規定に基づき、共通目的事業へ支出すべき授業目的公衆送信補償金の額の算出方法に係る政令を次のとおり定めることとしたいので、同条第2項の規定により諮問します。

平成30年12月7日

文化庁長官 宮 田 亮 平

